に影響を及ぼすときも、意圖した結果の場合もあれば、豫期せぬ偶然の場合もある。君主には時代の要請を洞察する英明な皇帝もいれば、人事不省に近い暗愚な皇帝もいる。

こうした世界と人間の複雜さを捨象して、上記二種の人間のみを登場させ、そこに皇帝支配の強化と儒教の變節・迎合を基軸とする、一見理路整然とした儒教成立史を描くことに、危險性はないのであろうか。確かに中國は、政治がすべてを支配せんとする世界である。したがって儒教の成立が國家權力と密接に關わることは、論を俟たない。しかし、だからといって當事者たる儒教側の立場を拔きにして、專ら國家權力の側からのみ儒教の成立を論ずるのは、やはり均衡を失するであろう。

著者のこうした姿勢は、儒教を國家教學とだけ理解して、儒教の宗教的性格に目を向けようとしない點に、顯著に露呈している。それはまた、孔子及び孔子教團そのものに充分な檢討を加えぬまま、孔子を神祕主義とは無緣の存在と規定する點とも、相應じている。

もとより、信仰告白を混じえた護教論的儒教史や、學說を羅列しただけの儒學史的儒教史と比較すれば、著者の問題意識は群を拔いて尖銳であり、讀者に多大の示唆を提供する。上記の苦言も、そうした長所を充分承知した上での感想である。

一九九五年七月　東京　岩波書店
A5判　五三一頁　一〇〇〇〇圓

須川英德著
李朝商業政策史研究
―十八・十九世紀における公權力と商業―

德成　外志子

一

本書は、須川英德氏が一九九三年二月に、東京大學大學院より經濟學博士學位を授與された學位論文が原型であるという。本書の各章の原型は、すでに一九八九年から一九九二年までの比較的短期間に、『朝鮮史研究會論文集』等の諸學術誌に次々と發表され注目されていたものである。

表題は「李朝」となっているが、內容としては李氏朝鮮王朝後期の十八世紀から大韓帝國期の一九〇五年までを扱っている。一般的に、朝鮮王朝後期は前近代・中世に屬するのに對し、その開港・開化期以降は近代として、それ以前とは別の論理、外からの西歐資本主義的論理により左右された時代とみなされ、區別して論じられがちであるが、本書の場合、取扱い時期が中世から近代にまたがり、それぞれ同じ比重で論述されているところに、著者の問題意識が表われているといえよう。卽ち、著者は朝鮮近代の商業及び商業政策に、中世と共通する朝鮮社會の構造的特質・論理を見い出しているのである。序章で述べられているように、開港以前に形成されていた商業と公權力の關係が、開港後の貿易・產業育成策の原基をなす

ものであり、さらに甲午改革以後、大韓帝國期までも、その連續性の下に考察されるべきものと考えるのである。

近年、朝鮮近代史では移行期に關心が寄せられ、李氏朝鮮後期と開港・開化期、開港・開化期と植民地期、植民地期と解放後の現代等、それぞれの時期の連續と斷絶について活潑な議論が展開されてきた。例えば朝鮮史研究會の全國大會は、一九八九年「近代移行期朝鮮の國家と社會」、一九九二年「朝鮮近現代史における連續と轉換」のテーマで開催された。本書と同時期の土地政策面では、宮嶋博史氏が『朝鮮土地調査事業史の研究』（汲古書院、一九九三年刊）を著し、李氏朝鮮初期から大韓帝國の光武年間を經て、植民地期の日本による土地調査事業までの各時期の國家による土地・地稅把握を、國家による收租權的土地支配の衰退と私的土地所有及び地主・佃戶關係の發展という朝鮮社會の內在的要因に基づくものとして、連續性の下に把握し體系化した。本書は商業分野において、中世から近代への朝鮮社會を內在的連續性の下に把握しようと試みたものといえる。

本書の構成は以下の通りである。

序　章　李朝後期商業への本書の視角
第一編　開港前における國內商業政策の推移
　第一編への序
　第一章　亂廛に見る十八世紀商業界の矛盾
　第二章　十九世紀における商業稅徵收
第二編　開港後における李朝政府の經濟政策
　第二編への序
　第三章　政府による商業・開化諸政策の推移
　第四章　政府による生糸輸出政策
　第五章　開港期商業の特質と國家權力
終　章
あとがき

序章では、李氏朝鮮の商業に對する戰前から現在までの研究史を概觀し、著者の研究視角を明らかにしている。一九六〇年代後半より北朝鮮史學界において主張され、韓國・日本の研究者に大きな影響を與えた資本主義萌芽や內在的發展を強調する研究は、その後學界の主流を占めてきたが、一九八〇年代に入り、韓國において古文書を利用した個別實證研究が進むにつれて、次第に疑義が提起され始めていた。とりわけソウル大學校奎章閣圖書の整理・影印刊行事業、『奎章閣韓國本圖書解題』の刊行が行われる中、それに先立ち、その解題作成作業に携わったソウル大學大學院の多くの若手研究者達によって、それらの古書・古文書を利用した注目すべき研究が次々に發表された。その中でも、須川氏は特に李炳天、高東煥兩氏の研究に示唆を得て、さらに考察を深め發展させたと言える。

從來の資本主義萌芽論の立場からは、朝鮮王朝後期の商業界は、市廛、貢人等の特權商人に對し、生產力と商品流通の發展を背景に、經濟的實力のみによって成長した非特權商人（私商）が擡頭し、後者により前者が壓倒されていった時期とみなされ、亂廛や辛亥通共政策は、まさに特權商人に對する非特權商人（私商）の挑戰・勝利を意味するとされてきた。しかし、李炳天、高東煥氏は、中央・地方の浦口における客主（客商主人）及び客主權の成長の研究を通

して、客主等「私商」が、宮房、勢家、軍門、中央・地方官衙等の各種權力機關と私的に結合した「新特權商人」と言うべき存在であったことを指摘し、そのような「新特權商人」が、十八・十九世紀に各種權力機關と納稅・保護の關係を通じて商品流通を獨占的に掌握していくことを明らかにした。

以上の研究の到達點の上に、須川氏は、そのような十八・十九世紀の諸權力機關と商人との私的結合、新たな特權の發生といった新事態に對し、國家はどのような政策をとったのかという國家政策の解明を本書の課題としてあげ、そうした國家政策と商業從事者のそれに對する對應、及びそのような政策と對應を生ぜしめた歴史的經緯を解明する中で、世界史的發展法則で解消し切れない李氏朝鮮商業が帶びる特性（集權的官僚制國家の商業）、さらには、李氏朝鮮後期國家の構造的特質とその變容を一貫した道筋として捉えることを意圖している。

二

本書は大きく分けて、第一篇では開港以前の國内商業界の動向と諸權力機關の對應を、第二篇では開港以後の朝鮮王朝の經濟政策を扱っている。以下、各篇の論旨を章を追って概觀してみたい。

開港以前を扱った第一篇は第一、二章から成っている。第一章「亂廛に見る十八世紀商業界の矛盾」では、まず、一七五〇年に實施された賦稅改革である均役法の考察を行っている（第二節）。それによると、十七・十八世紀の各級權力機關の個別財源獲得活動は國家財政の多元化・分散化を推し進めていたが、均役法はそれに對し部分的・一時的な齒止めをかけ一部の稅賦は王權の下に戻した。しかし、王權は生産手段や人身の掌握を通じて徵稅・分配を司るものであり、十八世紀の商品流通に對しては對應する術を知らなかったという。均役法實施の背景に見られるこのような各級權力機關による個別財源獲得の動きと財政の分散化、それに對する王權の對應とその限界が、亂廛や辛亥通共の中にも内包されていると見るのである。

十八世紀の亂廛をめぐる考察で通説と異なる點を指摘すると、第一に、市廛が些細な商取引まで亂廛として嚴しく取り締まったのは、從來彼等の特權性・獨占性の強さの現れと解されてきたが、著者は逆に、亂廛に對抗するのに物種專賣權以外の手段を持ち得なかった、彼等の資金力の不十分さと流通網掌握の未熟さを物語ると言う（第三節）。そこで、物種專賣權の對價として市廛に課された過重な國役負擔の見返りを取るためにも、本來の商業的活動による利潤追求より過酷な亂廛取締りと物價への上乘せに頼らざるを得なかったと見るのである。第二に、十八世紀中葉に盛行した新市廛設立について（第四節）、從來、私商が同業者との競爭に打ち勝つために禁亂廛權（首都での市廛の物種專賣權に基づく亂廛取締權）を目的に市廛に轉向したものでやはり市廛の特權性・獨占性の強さの現れと解されていたが、著者は、この時期の新廛は泡沫的なもので、新市廛設立は文字通り「都下無頼之輩」が物種獨占による一儲けを狙って平市署官員などを抱き込んだ場合の方が多かったと見る。眞に富力があり流通網に基盤を置く私商にとっては、市廛になるより宮房・衙門などと結ぶ方が有利だったと見るのである。また、このような新廛增加の要因には平市署が市廛からの收稅を官吏の俸給に當てていたという財政事情があったし、亂廛取締り激化の背景には、その權限を持つ漢城府と刑曹の吏隷の給與などが亂廛人からの贖錢

で賄われていたという官側の財政事情が大きかったことを指摘する（第四節）。

次に、十八世紀後半の數度の通共政策は（第三節）、六矣廛（六種の御用市廛）以外の市廛の禁亂廛權を廢し自由賣買としたものであるが、須川氏はさらに辛亥年（一七九一）の通共では私自都賈（市廛以外の私商の買い占め）に對する追加的禁止措置が取られたことから、辛亥通共は市廛及び非市廛の都賈禁止を第一義とする商業政策であったと見る。しかし、結局辛亥通共によっては都賈（買い占め）は防止できず物價も下落しなかった。それは都賈行爲の主體には市廛以外の者も多く、彼等の背景には諸權力機關の政治的・經濟的庇護が存在したためであり、漢城府・刑曹も有力機關を背景に持つ亂廛者は摘發できなかったためであるという。

以上より、十八世紀後半の首都商業界の特質として、都賈と亂廛の頻發、諸官衙の直接の經濟活動への參入、各級權力機關と商人との抱合（新特權の發生）を擧げ（第五節）、それらの原因として、各級權力機關の個別財源確保が財政制度上默認されたことこそが、朝鮮王朝後期の財政制度に由來する最も根深い問題であるという（第六節）。十八世紀の地方場市の發達と商品流通の增大は、新たに形成されつつあった流通網に基盤を置く新興商人に有利であり、市廛の特權が國法レベルにおける國家的物資需要により付與された舊特權というならば、彼等の特權は官衙・宮房の個別財政と結び附いて保護・被保護の關係として發生した新特權と呼ぶべきものであり、國法上の規定によらないこのような各級機關の財源の分散的肥大化は、均役法の場合と同じく、被支配層の疲弊を招き、王朝支配の根基を搖るがすものであったとする。このような新・舊特權商人の都賈商業に對して王朝權力の採った方策は、舊特權に對しては辛亥通共による物種專賣權の範圍の縮小という身分的・人身的掌握により對處しえたが、新特權に對しては法司による禁壓という手段しかとりえず、商業政策的手段では對處できなかった。つまり、辛亥通共は、舊特權商の市廛商體制を大きく縮小させる一方、新特權の簇生を放置する結果に終わったという（以上、第六節）。從來、亂廛は非特權商人の擡頭を示すし、辛亥通共は實學的時代雰圍氣の中で王朝政府が小商人、小生產者、小都民の營業の自由と生活の安定のために取った近代志向的政策として高く評價されてきたのに對し、著者は嚴しい評價を與えている。

第二章「十九世紀における商業稅徵收」では、十九世紀のほぼ全國にわたる私的・公的商業稅徵收問題について考察している。十九世紀には首都商業は單純な買い占めが困難なほどに商圈が擴大し都賈は影をひそめ、船・陸商→客主→市廛という商品搬入路が安定化した。十九世紀の特徵は、このような漢城商業界の發展的安定とは別に、地方への都賈の擴散、地方浦口における客主の成立、無名雜稅と呼ばれる雜多な商業稅徵收の成立であるという（第一節）。

まず、無名雜稅の實態を、一八八六年（高宗二十三年）の無名雜稅禁斷命令に對する京畿沿江、漢城沿江、水原府の三地域の調査報告書（ソウル大學奎章閣所藏）を中心に分析している（第二節）。使用史料は開港後の近代のものである。それによると、收稅對象は、船舶に對するものと積載貨物に對するものがあり、貨物の場合、米穀、鹽を中心にほとんど全ての商品にわたった。收稅方法は、浦口においては客主を通じて商品賣買時に手數料に含めて收稅され、客主がいなければ委託された收稅吏によって收稅され、また河川航行

の途中においても收稅吏により收稅された。收稅主體は、中央官衙・宮房、地方官衙、在地有力者の三者で、三者が各々競って收稅した。公的權力を分有したこれら諸機關の徵稅は、廣範圍に當然の如く行われていたが、國法上の根據を持たない「無名」雜稅であり、商品流通過程に對して重層的に課せられ、商品流通を阻害していたという。

その發生の歷史的背景を見ると（第三・四節）、流通過程にある商品への課稅は、十八世紀に商品生產として發展した水產物に對して開始される。その方法は、宮房、中央・地方官衙などに折受（分給）された海濱における入漁料・通行料の徵收という形で行われた。この新しい課稅方法は商・漁船に對する重徵・亂徵を招くものとなり、均役法において一旦否定され、新設された均役廳のみが漁鹽船稅を收稅することになった。しかし、均役法は地方財源の一つを中央が吸い上げることをも意味し、地方官廳の代替財源確保の必要性を生み、均役法施行後閉もなく、地方行財政と結んだ在地有力兩班による漁箭・藿田・苔田の私占・收稅を發生させた。十九世紀に發生した宮房・衙門の浦口折受は、これら在地有力者が下から設定していた客主權を宮房・官衙が保護する代價として上納を受けるという形で進められていったものであり、これは、均役法以前の漁鹽船稅亂徵が、宮房・衙門が國家より折受した海面に、私的所有權に基づく地主的權利として上から設定したものであったのとは、決定的に異なる點であるという。

次いで、十九世紀に盛行した無名雜稅に對する王朝政府の施策を三期に分けて考察している（第五・六節）。大院君執政（一八六三）以前は、無名雜稅禁止命令が度々出され均役廳以外の徵稅を禁止することが主張された。しかし、度重なる禁令にも關わらず、商品課稅の盛行を防ぐことはできなかった。大院君執政期（一八六三～一八七三）には、宮房・官衙・在地兩班士豪の收稅は「私稅」として排除する一方、政權自らが正式の稅として商業課稅の亂徵を行い、地方郡縣の軍事費に充當した。これは收稅權者の交替に過ぎず、均役法の原則を政府自ら崩壞させたものであったという。高宗親政（一八七三～）の初期には再度商業課稅は非合法とされたが、開港後特に一八八〇年代後半からは、開港・開化に伴う財政支出の增加と財政困窮から、新たに政府統制下で選擇的に無名雜稅類似の商業課稅を行うに至った。この時期の內地商業に對する政策は、一貫して商業課稅による收奪の對象としてのみ扱い、積極的な保護育成策はなく、商人資本と國家の關係も、個別商人と個別官衙の徵稅・保護關係に留まっていたという。

三

開港後を扱った第二篇は、第三・四・五章から成っている。第三章「政府による商業・開化政策の推移」は、まず、甲午改革（一八九四）以前の開港場政策を中心に分析している。開港場とその周邊地域で統理衙門（外衙門）が採った政策（第一節）は、一言で言って租稅政策にとどまったという。內地では數多くの商業課稅を作り出したが、開港場では條約上の規定から關稅以外の商品課稅は行わなかった。しかし、資金面の支援がある日本・中國商人の進出に對し、朝鮮商人は高々各地での無名雜稅が免除されるに過ぎず、逆に一八八九年からは開港場客主が選定され多額の客主營業稅が課せられた。これは朝鮮人商人の日本人商人に對する金融的從屬を政府自

ら後押ししたことに他ならないという。

次に、海關稅の支出項目とその推移を分析し（第二節）、そこから開化政策の推移、問題點を明らかにしている（第三・四節）。それによると、海關稅は一八八九年を境に支出構造に大きな轉換を見せる。支出が收入を上回り海關稅出納を請け負っていた日本の第一銀行からの借入金が增加し、以後借入・償還の自轉車操業に陷る。また、それ以前は開化的事業に限定して支出されていたのが、一八八九年以降軍事關係支出が目立ち一八九二年からは一般財政の不足分にも流用されるようになり、その結果開化事業への送金は次々に中斷されるに至った。この様に深刻な財政難から海關稅への過度の財政依存が生じた根本原因は、前近代的な分散的財政構造にあったという。

甲午改革以前の開化政策は、一八八九年までは「裕國利民」「裕國便民」の產業政策をとり、その爲の外國先進技術の積極的導入を圖ったが、前述の如く一八八九年を境に官營事業は行き詰まり「利民」「利便」の要素は失われ、既存の支配體制維持目的で軍事的要素の強いものへと變化した。若干起こった民間事業に對しても政府との接點はなく、一部商人への課稅免除措置を取る程度に終わったという。

第四章「政府による生糸輸出政策」では、一八八四年に始まり一八八九年に海關稅收支の惡化により中止に追い込まれた「蠶桑公司」計畫の顚末を明らかにしている。この生糸輸出政策は、開港後の朝鮮が貿易に關して採った唯一の國內產業政策であったという。從來の研究では、朝鮮政府が生糸輸出のためにドイツから技術者を招聘し、一八八四年に蠶桑公司を設立したとされていたが、蠶桑公司の實態は不明であった。著者によると、實際の計畫主體はドイツ人メーテンスで、メーテンスは一八八五年に政府に種桑計畫を提出し、仁川海關稅より資金を供給され桑地を購入、翌年中國より桑樹五十萬株を購入し種桑所の運營を開始した。しかし、蠶桑公司（株式會社）はついに設立されないまま、一八八九年に海關稅收支の惡化からメーテンスは解雇され種桑所も廢止されたという。著者はこの蠶桑公司計畫とその進行過程の中に、十七世紀以降の朝鮮王朝の貢人契（政府需要物資調達請負業者）を通じた產業把握と共通する特質・問題點、卽ち、政府は國家資金を下付・貸與し一定の物品・稅額を確保するため請負を行わせるが、產業の改善や生產・流通の實際は關心の外にあったという特質・問題點が集約的に現れているという（第三節）。

第五章「開港期商業の特質と國家權力」では、まず開港期商人を、市廛商・褓負商・開港場客主・船商の四類型に分けて、彼等の動向をまとめ（第一節）、次いで、甲午改革以後、光武期（大韓帝國期）の皇帝權力と商人の關係を考察している（第二節）。甲午改革により一旦は度支部への財政一元化が行われ、國家的物資需要に基づく貢人・六矣廛の特權も全廢された。しかし、皇帝權力が強化され、皇室財政を司る內藏院の下に種々の雜稅の收稅權が集中し、國家財政は政府財政と皇室財政の二元的分裂が深まった。政府には近代產業育成のための明確な指針がなかったし、政府財政の四割を軍事費が占めるようになるなど財政的困窮もあり國家的產業育成策が不振な中で、この時期官僚資產家や皇室財源による新企業設立が相次ぐ。商人團體も內藏院に納稅し官僚を推戴することで保護・特權を得ようとした。これは、本來國庫に入るべき資金の私物的下賜を

得て事業を創始する新たな特權的致富構造の發生を意味し、朝鮮王朝後期以來の王權と商人との關係がより密接なものに轉化したものであり、一九〇五年の「保護」國化と財政改革によりこの致富構造は否定され、日本經濟への包攝と再編過程が始まるという。

終章では、本書の第一・二編全體の研究內容を踏まえ、高麗時代以來一九〇五年までの商業政策及び公權力と商業との關係を試論的に概述している。しかし、高麗時代から李氏朝鮮初期までは通貨政策中心の記述で、以後の李氏朝鮮時代の商業政策と有效に關連づけられていない。

四

以上、朝鮮前近代の商業分野の出版は極めて珍しいので、やや詳しく內容を紹介した。本書は以上の概要を一讀しても分かるように、新しい見解が多岐にわたって見られる。實證的にも、十八世紀の亂廛や辛亥通共、十九世紀の無名雜稅、一八八九年前後の海關稅支出の分析、蠶桑公司計畫の顚末など、それぞれ丹念に資料を檢討している。實證的であると同時に、體系的・理論的に把握しようとしていて意欲的な好著である。

本書の意義は何よりも、一九八〇年代後半に主に韓國で進展した個別實證研究の蓄積を踏まえ、「實證的研究の進展にともない、古い全體像が崩れて不明瞭」（三二九頁）となっている現狀に對し、商業と權力の關係に焦點を當て、著者なりの體系的朝鮮王朝後期像を提示しようとした點にあるといえよう。またその際、朝鮮社會の內在的論理・構造的特質を明らかにしつつそれを捉えようとし、その中で多くの新しい指摘をしている。

では、本書全體を貫くテーマとして著者が追究し本書で明らかにされた朝鮮王朝後期から大韓帝國期にわたる朝鮮商業の帶びる一貫した特性、李氏朝鮮國家の構造的特質とは何だったのであろうか。結論として明言されてはいないが、評者なりにまとめてみると、朝鮮商業の特質としては、個別權力機關と商人との私的結合による致富構造、卽ち主として保護・特權付與と稅上納によるその結合の仕方が浮かび上がるし、また、公的資金を下賜・貸與して一定の物品・稅額を確保することにのみ關心があり體系的な產業育成や生產・流通の實際には無關心だったという請負的事業方法などが、王朝政府の商業・產業政策上の特質として浮かび上がる。そしてそれらの根本には、各級權力機關の財源が各々の財源獲得活動にかなりの部分委ねられていたという分散的國家財政構造が、構造的特質として存在したと言えよう。

從來、朝鮮の中世から近代への移行は、「前近代の內在的資本主義の萌芽・發展と、近代の外勢によるその破壞」という理解が一般的であった。しかし發展・阻害要因も含めた內在的特質を明らかにしその上で內的・外的要因を統一的に把握する必要があり、本書はその試みの一つと言えよう。ただ內在的發展の場合はいいが、內在的阻害要因として指摘すると停滯論的に受けとられかねない。本書で明らかにされた內在的特質は否定的評價を伴う內容であり、停滯論ではないと著者は明言しているが（七頁）、停滯論と結び附き受け取られる恐れもある。本書の論理も結局自生的近代化論、資本主義的發展史觀から拔け出していないようにみえるし、そもそもこのような評者の評を含め朝鮮經濟史研究界自體が、問題提起はしつつも依然として理論的決着をつけられないまま、近代化論・發展史觀

の周邊を行き來している現狀を反映しているといえる。經濟史は特にそこからの脫出は困難に思える。

この狀態を脫け出すにはどうしたらいいか明確な答えはないが、構造の背景にある思想的・文化的論理までも理解することが一つの方法かも知れない。朝鮮王朝の權力と商業、財政構造を見たとき、公と私、合法と不法との境界があいまいではっきり線引きできていない部分がある。公の中に私があり、私の中に公がある。また、贈答經濟とも言える面がある。これには單なる賄賂と言えない部分もある。これらはどういう論理によるものだろうか。權力と商業・產業との結合、癒着はある程度中國、日本などどの國どの時代にもあったし、現代社會にも存在する。李氏朝鮮社會の特質というならば、それらと朝鮮の場合はどう違っていてどこに問題があったのだろうか。本書で指摘された特質を生み出し朝鮮社會を動かした本質的要因、本質的構造は何かが依然疑問として殘る。いま一つは、上からの國家權力との關わりを追求すると勢い否定的になる傾向がある。本書で明らかにされたような負の構造、負の要因にも關わらず、發展していたという（七頁）下からの生產や商品流通との關わりから追求すると、また違った構造や評價、內在的論理が浮かび上がるのではあるまいか。

次に、各篇ごとに具體的な問題點を述べると、第一篇ではまず、第一篇への序で、著者は大同法や均役法を國家財政運營の一元化を目指したもので、理念における財政の一元化とは逆に、その分散化がなし崩し的に進行していたのが十八・十九世紀であると捉えている（一五頁）。しかし、大同法や均役法は現物納を田稅納に一元化しようとしたものではあったが、財政運營の一元化を達成したとか理念として目指したものと見ることはできない。財政運營の分散化は朝鮮王朝前期からのもので、後期になってむしろ進行した面もある。均役廳や諸軍門など新たな錢穀衙門が新設され、大同稅を出納した宣惠廳も前期の分散體制をほとんどそのまま受け繼いでいた（德成外志子「朝鮮後期の貢物貿納制」『歷史學報』第一一三輯、ソウル、歷史學會、一九八七）。王朝政府はなぜ一元的把握ができなかったのか、もしくはしなかったのかはかなり重要な問題である。それこそ、儒敎的官僚制國家の特質に關わる問題として考えていく必要があろう。

第二に、第一章第一節の均役法の理解において、宮房・軍門などが折受を通じて積み上げてきた漁場・鹽盆・所屬船隻への收稅權などが、「何らの代償措置もなく一朝にして否定し去られた」と述べ、さらにそれは朝鮮王朝の王權が、特定の支配層の階級的利害を超越した一君萬民的支配者であることの一つの現れとしている（三二頁）。しかし、「何らの代償措置もなく」とは言えず、ましてや王權が階級的利害を超越した一君萬民的支配者であるという論據にはならないだろう。均役法により良役價・漁鹽船價等減收となった軍門等諸衙門に對しては均役廳より給代が行われていた。勿論私的・不法な收稅にまで給代したのではないが。なおその後行われた公奴婢身貢の減罷に對しても、減收となる宮房・衙門には均役廳より奴婢貢給代が行われている。（『萬機要覽財用篇』他）

第三に、第一・二章の中で取り扱われているのは、主に諸權力機關の「私的な」商業・商人との關係であって、本來の國家の「公的な」商業政策については、部分的・斷片的にしか述べられていないことである。もっとも著者はその私的な結合、權力諸機關が民富と

國家財政を浸食する私的な致富構造、及びそれを許した構造こそが、朝鮮王朝の構造的特質とみているといえる。朝鮮王朝の本來の「公的」商業政策といった場合、貢人を通した商業・手工業把握、通貨政策、地方場市政策、中國・日本などとの貿易政策等、さらには商業以外の産業政策との關わりなど、様々な要素も視野にいれて考察する必要があろう。本書は直線的に效率よく體系化されているが、朝鮮王朝商業政策の多くの分野が捨象されている。著者も、對象とした朝鮮王朝商業分野の偏りについてはあらかじめ言及しているが、これは當該分野研究界の今後の課題とも言える。

第四に、第三點と關係するが、第二章では商業政策が商業課税政策となっていて、しかも第三節では身分的・人身的課税を商業課税とはみなさず商業政策として評價していない（一一四頁）。しかし、十九世紀のような商品流通過程への課税ではなかったとはいえ、それ以前及び以後の商人に對する身分的・人身的な掌握・課税もやはり商業課税、商業政策であろう。朝鮮中期に生じた市廛の國役負擔や貢人の雜徭役負擔も錢納化が進んでおり商業課税の一種と考えることができるし、政府は市廛、貢人を通して商品流通の發展に對應したとは言えまいか。また、政府が十八世紀までの商品流通の發展段階に商品課税をしなかったのは、消極的ではあるが當時の商品流通發展に肯定的に作用したと考えられる。逆に、十九世紀以降の商品流通段階に對する私的・公的課税は商品流通に否定的影響を與えたことは明らかである。

第五に、第一章第三節で、著者は十八世紀の群小市廛設立主體は史料の文字通り「無賴之輩」で、彼等が物種獨占による一儲けを狙って平市署官員を抱き込んだ泡沫的なものというが（五三頁）、市廛を設立しようとした中には、手工業生産者が市廛の生産者支配に對抗し自らの製品を販賣しようと企畫したものがあったことも知られており、平市署官員や高級官僚をも抱き込めた「無賴之徒」の中身をもう少し具體的に明らかにする必要があろう。

第六に、著者は市廛の國役の範圍を廣く捉え過ぎている。第一章第三節で、著者は國役の内容を「たんに國家的物資需要への上應とは言い切れず、貿易に名を借りた宮房・官衙・勢家の横奪であったり、平市署官吏の横奪であったりする」（四二頁）と述べているが、歲幣、方物・別貿品など政府に對する物資納入（進排）は基本的に代價を受け取る正當な取引であったし（金玉根『朝鮮後期經濟史研究』ソウル：瑞文堂、一九七七）、諸宮家・各衙門の私貿易や平市署の横斂は、私的・不法なもので國役ではない。著者の引用史料中にもこれらを直接國役と呼んだ例はみあたらない。例えば著者は「許多進排、萬無辦備之望」を「國役への多くの進排用の明紬を備えることができないのである」と譯しているが（二六四頁）、「國役」の語の添加は過度の意譯であると言わざるを得ない。市廛は權力機關から確かに不當な收奪を受けていたが、やはり政府取引で利益も上げており、何よりも彼等の物資賣買獨占權が大きな特權となっていたことを過小評價はできないであろう。市廛の國役とは、基本的に市民徭役として史料（『增補文獻備考』『備邊司謄錄』等）に出てくるもので、闕内外諸上司各處の修理や壁張り、科擧時、國葬時など雜多な徭役をいうと考える。その他細かい問題ではあるが、貢物預賣は預買者が貢納の義務を負うものではないし（八七頁）、「衣對次」の「次」はこの場合國王の衣服の「生地」の意である（二八〇頁）。

第七に、第二章第一節で、十九世紀には首都商業界では、船・陸商→客主→市廛という商品搬入路が安定化したと述べているが、十九世紀にも市廛が生産地や集散地や漢城近郊での私商都賈の弊を訴えたり、通共發賣による困窮と通共政策の廢止を訴える記錄がしばしば史料に現れる（『備邊司謄錄』等）。十九世紀の首都商業については實證的研究が乏しい狀況である。

第二篇では、甲午改革以後大韓帝國期の皇帝權力の「財政私物化」と「私物的下賜」による事業創出について、かなり嚴しい見方をしている。即ち、第五章第二節で、本來政府豫算に入るべき收稅權の內藏院への集中による皇室財政の擴大、內藏院による一部商人への特權付與、官僚的資產家による事業創始、商人團體への官僚統制強化など「國家的物資收取體制外での」全面的な商人資本と國家權力の關係が發生し、しかもそのような結合は、「小作料收奪、租稅收奪、流通面での收奪を強化しながら原資に換え、自らの致富を畫る性質のものであり、朝鮮民衆の經濟的政治的成長につれて、早晩打破されるべき存在」（三一〇頁）であったと痛烈に批判する。だがこのような論斷の一方で、光武期の諸改革の方向が皇帝權強化を目指しているものであったことを考えるならば內藏院による收稅權の掌握を「紊亂」の一語で性格規定するのは一面的にすぎると擁護したり、光武期の國內外狀況を說いて、一八八〇年代のような微溫的產業育成策ではなくより直接的で強力な官僚主導下の富國強兵策・近代產業育成策が必要とされていたし、國內最大の資產家（皇室）がその財力を事業に投ずることは當然であったとも肯定的に述べており（三〇二―三〇九頁）否定面と肯定面が統一的に說明されていない。諸事業の合理性、達成度と併せて、致富を圖った目的やその使途、皇帝權力を強化した理念などをより實證的に分析する必要があろう。

大韓帝國期皇帝權力の評價で明解さを缺く理由には、近年韓國の朴正熙政權期の開發獨裁の評價をめぐる戸惑いと共通のものがあるようだ。大韓帝國期は失敗した開發獨裁、あるいは未發の開發獨裁であったと言えるが、これは明治維新期の開發獨裁、植民地期の開發獨裁、さらには今まさにアジアの開發途上國のいくつかの國が選んでいる道でもある。開發の側面と獨裁の側面を、歷史的背景を踏まえどう統一的に評價するかという問題であろう。

從來大韓帝國期の皇帝權力の評價については、「光武改革」論爭として肯定的見解と否定的見解が分かれ、いまだに評價が定まっていない。改めてその論爭を振り返ってみると、經濟面で見るか政治權力面で見るかによって評價が異なるのであって、獨立協會の民權論評價では意見が別れるが、皇權強化批判という點では一致し、經濟的には近代化が政府事業としても民間でもある程度實現されたという見解が大勢を占めていた。須川說はこの經濟的には肯定的に評價する從來の說とは異なり、少なくとも商工業面では批判的な嚴しい評價を提示していると言える。大韓帝國期の會社は大部分特權會社で、皇帝權力や官僚事業家の諸事業との關わり方は稅上納と特權付與という舊來の形に過ぎず、體系的產業育成策に關心は無く、自らの致富を圖るものだったと手嚴しい。だがこれは近年の會社令の研究成果と符合する部分もある。小林英夫、木村健二、幸野保典著『植民地への企業進出―朝鮮會社令の分析』（柏書房、一九九四年三月）では、統監府下の大韓帝國期一九〇六年の會社規則、植民地下一九一〇年の會社令の實施前後の會社事例を分析し、特に實施當

初朝鮮人設立申請會社の大部分が不許可になるが、それは特權を政府より下付されて獨占的營業を行うことを目的としたものが大部分であったという事情も大きかったことを指摘している。

ただ、須川氏が分析した生糸輸出事業は、大韓帝國期のものではなく甲午改革以前のものであり、大韓帝國期の考察對象となった會社の事例はごく一部に過ぎない。光武年間にはそれ以外にも數多くの會社が設立されており（安秉珆『朝鮮社會の構造と日本帝國主義』龍溪書舍、一九七七、第五章の開港後設立された會社・企業一覽表參照）、それらの會社の實證的事例分析の進展が望まれる。

著者が本書で理論化、體系化しようとした大きな意圖に刺激され、やや過大な要望、批評を述べた部分があるかもしれない。この書評を書きながら、一九八〇年代に實證的研究が進んだとはいえ、まだまだ不十分なことを痛感した。今後この分野の個別實證研究のさらなる進展が望まれる。ともあれ、朝鮮朝商業分野の研究の乏しい中で、久しぶりに現れた貴重な研究成果であり、現在までのこの分野の研究の到達點を知ることが出來、細部にわたって様々な論點を提起し問題意識を喚起される好著である。評者の淺學のために、あるいは誤解した點や理解の不十分な點が多々あると思われるが、御寛恕いただきたい。

〔附記〕　脱稿後、本書に對する六反田豐氏の書評が、アジア經濟研究所『アジア經濟』六―一一（一九九五年十一月）に存在することを知った。批評部分で本稿との捉え方の違いもあり、併せて參照されることをお勸めする。

菊判　三三四頁＋索引一〇頁　七八二八圓　一九九四年七月　東京大學出版會